熊野古道伊勢路情報発信用PRデザイン制作業務委託 業務仕様書

1 業務名

熊野古道伊勢路情報発信用PRデザイン制作業務委託

2 業務の目的

三重県では、熊野古道伊勢路(以下「伊勢路」という。)において、世界遺産としての価値を背景とした「歩き旅」を象徴的なイメージとし、その魅力を全面に出してブランディングを進めているところである。

令和6年は伊勢路が世界遺産登録20周年を迎える記念の年であり、伊勢路への誘客を図る好機であることから、伊勢路のPRデザインを制作しポスター等に反映させることにより、伊勢路の魅力を発信し、来訪促進に繋げることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年1月31日(水) **まで

※業務の内容によって納品期日が異なるため留意すること。

4 業務の内容

- (1) 熊野古道伊勢路世界遺産登録20周年用ポスターデザイン制作
 - ① 大きさ B1判縦
 - ② デザイン 2種類以上
 - ③ 色数 フルカラー

上記デザインについては、企画提案書に、東紀州振興課が提供するサンプル素材(人物入りのもの)を用いたデザイン案を1種類提示すること。また、契約後に全て提示すること。

【デザインに関する留意点】

- (ア) 伊勢路の魅力を表現し、伊勢路の周知につながるデザインであること。
- (イ)素材写真は東紀州振興課より提供するもの(人物入りのもの)を使用すること。なお、公告時に、サンプル素材を提供する。
- (ウ) ターゲット層は、アウトドア志向の若者(おおむね、18歳から30歳未満とする)とすること。
- (エ)世界遺産に登録されて20周年であることがわかるデザインであること。
- (オ)別途提供する熊野古道伊勢路世界遺産登録20周年シンボルマークを

使用すること。

- (カ) キャッチコピー「(仮) 心癒す巡礼の道 ~熊野古道伊勢路~」(別途、 三重県から提供) を盛り込むこと。あわせて、キャッチコピーに相応し い、キャッチフレーズを提案すること。
- (キ)「世界遺産 熊野古道伊勢路」及び「World Heritage Kumano Kodo Iseji」を表示すること。
- (ク) 広く配布・周知することを前提とするデザインであること。
- (ケ) WEBサイト等への利用の為、リサイズしていただく場合がある。(その際のサイズは別途指示をする)

(2) 熊野古道伊勢路PRポスターデザイン制作

- ① 大きさ B1判縦
- ② デザイン 3種類以上
- ③ 色数 フルカラー 上記デザインは、契約後に提示すること。

【デザインに関する留意点】

(ア) デザインの内訳は次のとおりとする。

I:馬越峠を中心とするデザイン 1種類以上

Ⅱ:松本峠を中心とするデザイン 1種類以上

Ⅲ:七里御浜を中心とするデザイン 1種類以上

なお、上記 $I \sim III$ について、中心とするデザイン (人物入りのものとする) に、他の素材を組み合わせることも可とする。 (参考として資料 1 の事例を参照のこと)

- (イ) 伊勢路の魅力を表現し、伊勢路の周知につながるデザインであること。
- (ウ)素材写真は東紀州振興課より提供するものを使用すること。また、中心とするデザインは人物入りのものとすること。なお、公告時にサンプル素材を提供する。
- (エ) ターゲット層は、アウトドア志向の若者(おおむね、18歳から30歳未満とする)とすること。
- (オ) 伊勢路のPRとして、5年以上掲示するデザインにすること。
- (カ)伊勢路の魅力を伝える、キャッチコピーを提案すること。※4(1)と重複しないものであること。
- (キ)「世界遺産 熊野古道伊勢路」及び「World Heritage Kumano Kodo Iseji」を表示すること。
- (ク) 広く配布・周知することを前提とするデザインであること。
- (ケ) WEBサイト等への利用の為、リサイズしていただく場合がある。(その際のサイズは別途指示をする)

(3) 熊野古道伊勢路世界遺産登録 20 周年用のぼり旗デザイン制作

- ① 大きさ 縦 1,800mm×横 600mm
- ② デザイン 2種類以上
- ③ 色数 フルカラー

上記デザインは、契約後に提示すること。

【デザインに関する留意点】

- (ア) 熊野古道伊勢路が世界遺産登録されて 20 周年であることがわかるデザインであること。また、デザインの異なるものを 2 種類以上提示すること。
- (イ) 伊勢路の魅力を表現し、伊勢路の周知につながるデザインであること。
- (ウ) 別途提供する熊野古道伊勢路世界遺産登録20周年シンボルマークを 使用すること。
- (エ)「世界遺産 熊野古道伊勢路」及び「World Heritage Kumano Kodo Iseji」を表示すること。
- (オ) 広く周知することを前提とするデザインであること。
- (カ) 異なるサイズののぼり旗に利用する為、リサイズしていただく場合が ある。(その際のサイズは別途指示をする)

5 納品する成果物及び期日等

- (1) 熊野古道伊勢路世界遺産登録20周年用ポスターデザイン
 - ·提出期日:令和6年1月16日(火)
- (2) 熊野古道伊勢路PRポスターデザイン
 - 熊野古道伊勢路世界遺産登録20周年用のぼり旗デザイン
 - ・提出期日:令和6年1月31日(水)
- (3) 提出方法

各業務の終了後、事業実績に係る報告書2部を提出すること。また、報告書とは別に、制作した電子データ(Adobe・illustrator、PDF形式)をDVD等の電子媒体に収録して提出すること。

- (4) 提出先
 - 三重県津市広明町13番地
 - 三重県地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課 (三重県庁2階)

6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。 この間に契約不適合が発見された場合には、受託者の責任において補修等 を行うこと。

7 業務実施上の条件

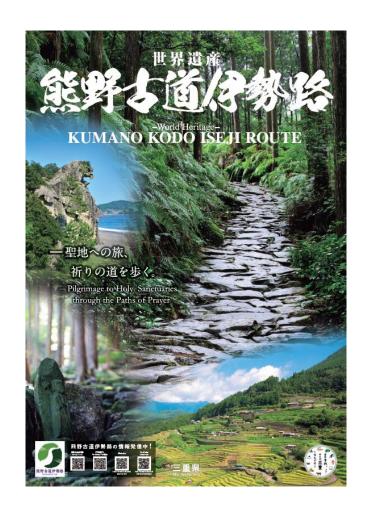
- (1)委託業務の実施にあたって、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や 細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとす る。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な 処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡しが完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。

- (4) 再委託を行う場合には、業務委託契約書の規定により事前に三重県の承認 を得るとともに、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行 上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示監督する場合が ある。
- (5)委託料の支払いは、委託業務が完了し、委託者の検査後に支払うものとする。
- (6)委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外 の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除さ れた後においても同様とする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により 偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負 うものとする。
- (8) 受託者は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 三重県に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

なお、受託者が(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

- (9) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (10) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (11) 三重県が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及 び業務仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三 重県と協議を行うものとする。



業務仕様書(一部抜粋)

4 (2)

【デザインに関する留意点】

(ア) デザインの内訳は次のとおりとする。

I:馬越峠を中心とするデザイン 1種類以上

Ⅱ:松本峠を中心とするデザイン 1種類以上

Ⅲ:七里御浜を中心とするデザイン 1種類以上

なお、上記 $I \sim III$ について、<u>中心とするデザイン(人物入りのものとする)に、他の素</u>材を組み合わせることも可とする。(参考として資料 1 の事例を参照のこと)